

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年4月16日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年4月9日<u>には</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。</p> <p><u>令和3年4月16日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県</u></p>	<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年4月9日<u>に</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。</p> <p><u>（新設）</u></p>

を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

(略)

一 **新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実**

(略)

また、8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）においては、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに、ステージを判断するための指標（以下「ステージ判断の指標」という。）及び各ステージにおいて講じるべき施策が提言された。その後、2度の緊急事態宣言の経験を通じ、感染の早期探知のための指標及びステージ判断における、よりの確な評価方法が明らかになってきたことを踏まえ、令和3年4月15日の分科会提言において、感染の再拡大防止に向けて、感染の予兆を早期に探知するため、ステージ判断の指標等の精緻化及び補強が行われた。

(略)

(略)

一 **新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実**

(略)

また、8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）においては、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに、ステージを判断するための指標（「6つの指標」。以下「ステージ判断の指標」という。）及び各ステージにおいて講じるべき施策が提言された。(新設)

(略)

令和3年2月3日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（以下「改正法の施行」という。）を踏まえ、まん延防止等重点措置の実施及び終了の判断に当たっては、以下を基本として判断する。その際、「ステージ判断の指標」は、分科会提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。また、提言において示された「早期探知のための指標」等も活用し、感染拡大の予兆を早期に探知し、まん延防止等重点措置を含む様々な強い感染対策等を早期に講じるものとする。

（略）

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

（略）

- ・ 現在、従来よりも感染しやすい可能性のある変異株やワクチンが効きにくい可能性のある変異株が世界各地で報告されている。国立感染症研究所による

令和3年2月3日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（以下「改正法の施行」という。）を踏まえ、まん延防止等重点措置の実施及び終了の判断に当たっては、以下を基本として判断する。その際、「ステージ判断の指標」は、提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。（新設）

（略）

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

（略）

- ・ 現在、従来よりも感染しやすい可能性のある変異株やワクチンが効きにくい可能性のある変異株が世界各地で報告されている。国立感染症研究所による

と、N501Yの変異がある変異株は、英国で確認された変異株 (VOC-202012/01) 、南アフリカで確認された変異株 (501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株 (501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株 (P.3系統) がある。我が国でも、これら懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) の感染者の割合が上昇しており、急速に置き換わりが起きつつある。この変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (英国で確認された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定)。また、英国や南アフリカで確認された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、E484Kの変異がある変異株は、南アフリカで確認された変異株、ブラジルで確認された変異株、フィリピンで確認された変異株がある。このE484Kの変異がある変異株については、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。このほか、E484K単独の変異がある変異株 (R.1) が、関東・東北地方で増加している。このE484K単独の変異がある変異株については、注目すべき変異株 (Variant

と、N501Yの変異がある変異株は、英国で確認された変異株 (VOC-202012/01) 、南アフリカで確認された変異株 (501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株 (501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株 (P.3系統) がある。この変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (英国で確認された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定)。また、英国や南アフリカで確認された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、E484Kの変異がある変異株は、南アフリカで確認された変異株、ブラジルで確認された変異株、フィリピンで確認された変異株がある。このE484Kの変異がある変異株については、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。このほか、E484K単独の変異がある変異株 (R.1) が、関東・東北地方で増加している。この変異株については、その疫学的特性を分析し、今後の拡大状況をゲノムサーベイランスで引き続き注視する必要があるとされている。

of interest : VOI)として、その疫学的特性を分析し、今後の拡大状況をゲノムサーベイランスで引き続き注視する必要があるとされている。

(略)

(略)

- また、ワクチンについては、令和3年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和3年2月9日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（以下「ワクチン接種について」という。）をとりまとめた。その後、2月14日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2月17日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4月12日より高齢者への接種を開始した。（略）

(略)

(略)

- また、ワクチンについては、令和3年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和3年2月9日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（以下「ワクチン接種について」という。）をとりまとめた。その後、2月14日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2月17日に医療従事者向けの先行接種を開始したところであり、4月12日より高齢者への接種を開始することとしている。（略）

<p>(略)</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p>(略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(1) 情報提供・共有</p> <p>① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」(飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など)や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話 	<p>(略)</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p>(略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(1) 情報提供・共有</p> <p>① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」(飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など)や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話
---	---

の時はマスク着用等)の周知。

- ・ 大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこと。

(略)

②～⑩ (略)

(2) サーベイランス・情報収集

①～⑧ (略)

- ⑨ 都道府県等は、感染症法第 12 条及び第 15 条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、分科会提言で示された「早期探知のための指標」等も参考に、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

⑩ (略)

(3) ～ (6) (略)

の時はマスク着用等)の周知。

(新設)

(略)

②～⑩ (略)

(2) サーベイランス・情報収集

①～⑧ (略)

- ⑨ 都道府県等は、感染症法第 12 条及び第 15 条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

⑩ (略)

(3) ～ (6) (略)